2 ISO規格に定める措置を実施した場合も、協働作業が可能です。（2号通達）

国際標準化機構（ISO）による産業用ロボットの規格（ISO 10218－1：2011及びISO 10218－2：2011）よりそれぞれ設計、製造及び設置された産業用ロボット（産業用ロボットの設計者、製造者及び設置者が別紙に定める技術ファイル及び適合宣言書を作成しているものに限る。）を、その使用条件に基づき適切に使用してください。なお、ここでいう「設置者」とは、事業者（ユーザー）、設置業者、製造者（メーカー）などの者のうち、設置の安全条件に責任を持つ者が該当します。

別紙　技術ファイル及び適合宣言書の内容

1 技術ファイルの内容
①機械の全体的説明
②機械の全体図、制御回路の図面及び運転の理解に必要な関連する記述と説明
③機械が本質的な安全及び健康の要件に適合していることの確認に必要な、完全な詳細図面、付随する計算書、試験結果、証明書等
④以下の内容を含む、リスクアセスメントを実施した手順を示す文書
・機械に適用される本質的な安全及び健康の要件のリスト
・同定された危険性又は有害性の除去又はリスクの低減のために実施された保護方策の説明及び該当する場合機械に関連する残留リスクの明示
⑤使用した規格及び他の技術仕様書、また、それらの規格等に含まれる本質的な安全及び健康の要件の説明
⑥製造者又は製造者若しくは正式な代表者により選定された機関によって実施された試験の結果を示す技術報告書
⑦機械の取扱説明書の写し
⑧該当する場合は、組み込まれた部分完成機械の組込宣言書及び当該部分完成機械に関する組立て説明書

2 適合宣言書の内容
①製造者の名称、住所及び正式な代表者の氏名
②上記1の技術ファイルを編さんする権限を付与された者の名称及び所在地
③総称としての表示名、機能、モデル、型式、製造番号、商品名を含む機械の説明及び識別方法
④機械が、適合性を宣言しようとする安全規格の全ての関連規定を満たしていることを明白に宣言する文書
⑤該当する場合、その他使用された技術規格及び技術仕様書の参照
⑥適合宣言を実施した場所及び日付
⑦製造者又はその正当な代表者の代理として適合宣言書を作成した者及び署名

参考（平成25年12月24日付基安安発1224第1号）

・ISO 10218－1：2011及びISO 10218－2：2011の規格については、それぞれ対応する日本工業規格（JIS B 8433－1（予定）及びJIS B8433－2（予定））を作成準備中です。

（参考）
○職場の安全対策資料

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei01/

厚生労働省ホームページ　＞分野別の政策　＞雇用・労働　＞労働基準　＞安全・衛生　＞職場における安全対策について

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課まで

行政からのお知らせ　4

（事業主の方へ）

平成 26 年度の雇用保険料率
前年度から変更はありません

平成 26 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの雇用保険料率は、平成 25 年度と変わらず次のとおりです。

（平成 26 年度　雇用保険料率表）

負担者 / 事業の種類	① 労働者負担（失業等給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5/1000**	**8. 5/1000**	5/1000	3.5/1000	**13. 5/1000**
農林水産 清酒製造の事業	**6/1000**	**9. 5/1000**	6/1000	3.5/1000	**15. 5/1000**
建設の事業	**6/1000**	**10. 5/1000**	6/1000	4.5/1000	**16. 5/1000**

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）

LL260127 保 01

行政からのお知らせ　5

石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率の改正について

◎　一般拠出金率の改正

労災保険が適用されている事業主のみなさまにおかれましては、平成19年4月1日より石綿健康被害救済のための「一般拠出金」についてご負担いただいているところですが、平成26年4月1日より一般拠出金率が次のとおり引き下げられることとなりました（環境省告示第１１１号）。

現在の一般拠出金率　　０．０５/１，０００　（平成26年3月31日まで）

⬇

改正後一般拠出金率　　０．０２/１，０００　（平成26年4月　1日施行）

◎　一般拠出金の算定方法

一般拠出金については、申告事由（年度更新、事業廃止など）が生じた時点により、適用する率が定まりますので、平成26年度の年度更新時における一般拠出金の算定の取扱いは、次のとおりとなります（手続きの詳細につきましては、後日、年度更新申告書を送付する際に同封される資料等でご確認ください）。

1　事業継続の場合

申告事由が年度更新（平成26年度）であるため、平成25年度の賃金総額に新拠出金率（0.02/1,000）を乗じた額で算定します。

2　平成25年度中に事業を廃止した場合

申告事由が廃止（平成25年度）であるため、平成25年度の賃金総額に旧拠出金率（0.05/1,000）を乗じた額で算定します。

3　平成25年度中に事務組合委託（又は委託解除）となった場合

①　個別事業場が平成25年度中に事務組合に事務処理を委託した場合
②　事務組合委託事業場が平成25年度中に委託替えをした場合
③　事務組合委託事業場が委託解除し、個別成立した場合

等については、事務処理上、申告事由前の旧労働保険番号は一旦廃止の扱いとなりますので、平成25年度の廃止申告に係る一般拠出金は、平成25年度の算定期間における賃金総額に旧拠出金率（0.05/1,000）を乗じた額で算定します。

なお、平成25年度の年度途中に上記①から③などの申告事由が生じた場合、申告事由後の新労働保険番号に係る保険関係においても、一般拠出金の算定が必要となりますが、平成26年度以降も事業が継続している場合については、平成25年度の算定期間における賃金総額に新拠出金率（0.02/1,000）を乗じた額で算定します。

◎　本件に関する問い合わせ先

東京労働局労働保険徴収部

適用・事務組合課（個別事業場）　☎03-3512-1628（ダイヤルイン）

事務組合室（事務組合・委託事業場）　☎03-3512-1629（ダイヤルイン）

基準協会からのお知らせ

平成26年新年賀詞交歓会開催される

平成２６年１月１０日に青梅市福祉センター「スイート・プラム」「ふようの間」にて、新年賀詞交歓会が開催されました。

新年賀詞交歓会には、会員６０名とご来賓として青梅労働基準監督署樺嶋署長殿、青梅公共職業安定所原澤所長殿、公益社団法人東京労働基準協会連合会岩田専務理事殿のご臨席を賜り、最初に当基準協会会長のご挨拶、引き続きご来賓の方々からご祝辞を頂き、管常任理事に乾杯の音頭、会員皆様方とご来賓の方々と新年の挨拶等が行われ、最後に中根副会長の閉会の挨拶で終了しました。賀詞交歓会はお陰様で、盛大に開催することが出来ました。ご参加頂きました皆様方にお礼申し上げます。

基準協会会長挨拶
屋代会長

青梅労働基準監督署
樺嶋署長祝辞

乾杯の挨拶
管常任理事

閉会の挨拶
中根副会長

東京労働局長が当基準協会長を表敬訪問される

平成２６年２月１３日午後、東京労働局伊岐局長が、当基準協会長の日野自動車株式会社羽村工場、屋代副工場長を表敬訪問されました。
伊岐局長は、日頃から現場を見ることを重要しされていることから、今回の表敬訪問をきっかけに、日野自動車株式会社羽村工場を見学され、案内者や現場での説明された方々と熱心な質疑応答がされました。

中央が伊岐局長、その左側が屋代会長、右側が樺嶋署長